

株式会社NTTドコモ  
代表取締役社長 前田 義晃 殿

総務省総合通信基盤局長  
湯本 博信

5G（SA方式）におけるL2接続相当の機能開放の促進について（要請）

5G（SA方式）については、「接続料の算定等に関する研究会」（以下「研究会」という。）において、機能開放形態を①L3接続相当（サービス卸）、②ライトVMNO（スライス卸／API開放）、③L2接続相当及び④フルVMNO（RANシェアリング）に類型化し、各機能開放形態に関するMNO・MVNO間の協議状況を確認してきた。

研究会において、既にMNOは自らのユーザに対して5G（SA方式）サービスの提供を開始しており、MNO・MVNO間のイコールフットイングの観点から、少なくとも現行のMVNOサービスと同等の自由度や柔軟性を確保した形での機能開放が可能な限り速やかに実現される必要があることを踏まえれば、L2接続相当の機能開放を早急に進める必要があり、L2接続相当がアンバンドルの要件を満たす場合には速やかにアンバンドル機能と位置づけることが適当とされたことから、総務省において協議の状況及び機能開放の時期を注視しつつ、L2接続相当をアンバンドル機能と位置づけるタイミングについて検討を行うため、「5G（SA方式）におけるL2接続相当の機能開放の促進について（要請）」（令和6年4月22日総基料第78号）により、MVNOとの協議の状況等についての報告を要請したところである。

今般、研究会において改めて当該協議状況を改めて確認したところ、L2接続相当について、事業者間で協議が継続している状況であり、また、一部の事業者間では、従来要望のあったフルMVNO方式に加え、MVNOにおける負担軽減が期待できる別の方式も含めて検討が行われていることが確認された。

ついでには、総務省において、引き続き、協議の状況及び機能開放の時期を注視しつつ、L2接続相当をアンバンドル機能と位置づけるタイミングについて検討を行うため、下記のとおり要請するので、よろしく取り計らい願いたい。

記

- 1 5G（SA方式）におけるL2接続相当の機能開放に係るMVNOからの要望やMVNOとの協議の状況について、検討課題、検討状況及び実現時期の見込みを含め、具体的に報告を行うこと。
- 2 上記報告は、令和7年4月1日から同年9月末までの間における状況について同年10月末までに行うとともに、その後、同年10月1日から令和8年9月末までの間における毎四半期末時点の状況について、当該毎四半期経過後1月以内に行うこと。  
以上